遺言書

遺言者坂戸太郎は、次のとおり、遺言をする。

1. 妻坂戸花子に次の不動産を相続させる。

所在 東松山市○町○丁目

地番 ○番○

地目 宅　　地

地積 ○○・○○㎡

所　　在 東松山市○町○丁目　○番地○

家屋番号 ○番○

種　　類 居　　宅

構　　造 木造スレート葺２階建

床 面 積 １階　○○・○○㎡

 ２階　○○・○○㎡

1. その他の財産は妻坂戸花子に相続させる。

平成○○年○○月○○日

埼玉県東松山市○町○丁目○番地○

 遺言者　坂戸太郎　印

* 自筆証書遺言は、遺言者が、全文、日付、氏名を自署して、押印しないと無効です（ワープロ打ちは不可です）。
* 自筆証書遺言の訂正方法には決まりがあります。間違えた場合には書き直した方が良いでしょう。
* 自筆証書遺言は書き方を間違えて無効になるケースや、遺言の内容が不明瞭で相続手続に困るケースが散見されます。できれば公正証書遺言にした方が良いでしょう。

埼玉県東松山市元宿二丁目２６番地１８　２階

司法書士柴崎智哉

電話　０４９３－３１－２０１０　　http://souzoku-shiba.com/